諮問庁:法務大臣

諮問日:令和4年11月2日(令和4年(行情)諮問第616号)

答申日:令和5年10月5日(令和5年度(行情)答申第373号)

事件名:特定記事に記載の訴訟に係る文書の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の2に掲げる文書(以下「本件対象文書」という。)につき、その 一部を不開示とした決定については、別表3に掲げる部分を開示すべきで ある。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律(以下「法」という。)3 条の規定に基づく開示請求に対し、令和4年6月30日付け法務省訟民第356号により法務大臣(以下「処分庁」又は「諮問庁」という。)が行った一部開示決定(以下「原処分」という。)を取り消すとの裁決を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書によると、おおむね以下のとおりである。

決定通知書第2項記載の各不開示部分はいずれも,法5条各号に規定される不開示情報に該当しないと考える。

しかしながら仮に上記主張が認められないとしても,以下の部分は法6 条1項により部分開示されるべきである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件経緯

- (1)審査請求人は、処分庁に対し、令和3年11月17日付け行政文書開示請求書(同月19日受領。受付第606号)をもって、同請求書別紙記載の国を当事者とする国家賠償請求事件(以下「本件事件」という。)に関する、①国が裁判所から受領した文書全て、②国が裁判所に提出した文書全て、③国が当該訴訟の原告から受領した文書全て、④国が当該訴訟の原告に渡した文書全て、⑤国が当該訴訟の相被告から受領した文書全て、⑥国が当該訴訟の相被告に渡した文書全てについて、法4条1項の規定に基づく行政文書開示請求(以下「本件開示請求」という。)を行った。
- (2) 処分庁は、本件開示請求の対象文書を、「特定地方裁判所に係属して

いる国を当事者とする国家賠償請求事件に関する, ①国が裁判所から受領した文書全て, ②国が裁判所に提出した文書全て, ③国が当該訴訟の原告から受領した文書全て, ④国が当該訴訟の原告に渡した文書全て, ⑤国が当該訴訟の相被告から受領した文書全て, ⑥国が当該訴訟の相被告に渡した文書全て」と特定した。

(3) 処分庁は、法11条を適用し、令和3年12月15日付け法務省訟民第597号をもって、開示決定等の期限を令和4年6月30日まで延長し、同年1月14日付け法務省訟民第27号をもって、相当部分について、一部開示決定をした。

そして,同年6月30日付け法務省訟民第356号をもって,相当部分以外について,一部開示決定(原処分)をした。

- (4) 本件は、この原処分に対し、審査請求人から、令和4年10月1日付け(同月4日受領)で審査請求がされたものである。
- 2 審査請求人の主張

審査請求人は、原処分における全ての不開示部分(以下「本件各不開示部分」という。)について、具体的な理由を示すこともなく、法5条各号に規定される不開示情報に該当しないとして原処分の取消しを求めている。

3 原処分の妥当性

本件各不開示部分及びその不開示情報該当性については,別表1記載の とおりである。

4 結論

以上のとおり、本件各不開示部分について、法 5 条 1 号、同条 2 号イ、同条 4 号、同条 6 号柱書きにそれぞれ該当するとして不開示とした原処分は正当であり、原処分の維持が相当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

① 令和4年11月2日 諮問の受理

② 同日 諮問庁から理由説明書を収受

③ 同月18日 審議

④ 令和5年6月23日 本件対象文書の見分及び審議

⑤ 同年7月21日 審議

⑥ 同年9月29日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、別紙の1記載の文書(本件請求文書)の開示を求める ものであり、処分庁は、法11条の規定を適用した上、残りの部分として 本件対象文書につき、その一部を法5条1号、2号イ、4号及び6号柱書 きに該当するとして、不開示とする原処分を行った。 これに対し、審査請求人は、原処分の取消しを求めているところ、諮問 庁は、原処分の維持が適当であると主張していることから、以下、本件対 象文書の見分結果を踏まえ、不開示部分の不開示情報該当性について検討 する。

なお、当審査会において本件開示実施文書を確認したところ、別表2に掲げる部分がマスキング処理により不開示部分として取り扱われていると認められるが、原処分に係る開示決定通知書の「2 不開示とした部分とその理由」に当該部分に係る記載はなく、当該部分は原処分においては不開示とされていないものと認めるほかないことから、当該部分の不開示情報該当性については判断しない。

- 2 本件各不開示部分の不開示情報該当性について
- (1) 別表1の番号1に掲げる不開示部分のうち、関連団体の名称を除く部分(個人の氏名,住所,訴訟物の価額,貼用印紙額,個人に対する捜査情報,関連事件の名称及びそれを識別する集会の名称並びに事件番号) について

当審査会において、本件対象文書を見分したところ、本件事件は原告が複数の団体及び個人から成る共同訴訟であり、標記の不開示部分は、本件事件の原告である個人及び団体代表者の氏名及び住所、原告及び警察官・検察官以外の個人の氏名、訴訟物の価額及び原告の請求額、貼用印紙額、各原告に係る逮捕、勾留情報を含む捜査情報、各原告が関わった刑事事件や訴訟の名称及びそれらに係る集会の名称、本件事件及びこれに関連する民事裁判の事件番号並びに各原告が関わった刑事裁判及び当該裁判に関連する他事件の事件番号であると認められる。

ア 本件事件及びこれに関連する民事裁判の事件番号

- (ア) 掲記の不開示部分のうち、別表3の番号1に掲げる部分を除く部分は、訴状、準備書面等に記載された本件事件の事件番号及びこれに関連する民事裁判の事件番号であると認められるところ、事件番号は、これを公にすると、訴訟記録の閲覧制度を利用することなどにより、原告等の関係者が特定される可能性を否定することはできないことから、当該部分は、法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、各事件に関係する特定の個人を識別することができるものと認められる。
- (イ)次に、法5条1号ただし書該当性について検討する。

民事訴訟事件の訴訟記録に係る閲覧制度(民事訴訟法91条1項)は、裁判の公正と司法権に対する国民の信頼を確保することなどの基本的な理念に基づき、特定の受訴裁判所の具体的判断の下に実施されているもので、その手続及び目的の限度において訴訟関係者のプライバシーが開披されることがあるとしても、このことをも

って,訴訟記録に記載された情報が,情報公開手続において,直ち に一般的に公表することが許されているものと解することはできな い。

他方,最高裁判所のウェブサイトに現に掲載されている情報については,その掲載の趣旨・目的や個人情報に対する配慮の状況等が情報公開制度と共通するものである限り,当該情報には公表慣行があると解すべきである。

当審査会事務局職員をして上記最高裁判所のウェブサイトに登載された判例検索システムを確認させたところ、同ウェブサイトに当該部分に係る事件番号の判決書が掲載されている事実は認められない。

したがって、当該部分は、法 5 条 1 号ただし書イに該当するもの とは認められず、また、同号ただし書口及びハに該当する事情も認 められない。

- (ウ) さらに、当該部分は、個人識別部分であることから、法6条2項による部分開示の余地もない。
- (エ)以上によれば、当該部分は、法5条1号に該当し、同条2号イについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。
- (オ) 他方, 別表3の番号1に掲げる部分には, 事件番号のうち, 年及 び符号は記載されているが, 番号自体は記載されていないことが認 められる。

そうすると、当該部分については、本件事件に関係する特定の個人を識別することができる情報であるとは認められないことから、法 5 条 1 号に該当せず、また、原告団体の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとも認められず、同条 2 号イに該当しない。

したがって、当該部分は、法5条1号及び2号イのいずれにも該 当せず、開示すべきである。

イ その余の部分

- (ア) 掲記の不開示部分は、個人の氏名及びこれと一体として特定の個人を識別することができる情報と認められ、法5条1号本文前段に該当し、同号ただし書イないしいに該当する事情は認められない。
- (イ)次に、法6条2項による部分開示の可否について検討する。
 - a 原告(個人及び団体代表者。以下(イ)において同じ。)の氏 名及び住所

当該部分は、本件事件の原告の氏名及び住所が一体として記載 されているものと認められることから、個人識別部分に該当し、 法6条2項による部分開示の余地はない。

- b 原告及び担当警察官・検察官以外の個人の氏名 当該部分は、個人識別部分であることから、法6条2項による 部分開示の余地はない。
 - 訴訟物の価額(原告請求額を含む。)及び貼用印紙額 当該部分は、一般に他人に知られることが忌避される訴訟の規 模が明らかになる情報であることから、これを公にすると、特定 の個人の権利利益を害するおそれがないとは認められないので、 部分開示をすることはできない。
- d 各原告に係る捜査情報,刑事事件や訴訟の名称及びそれらに係る集会の名称並びに各原告が関わった刑事裁判及び当該裁判に関連する他事件の事件番号

当該部分を不開示とした理由について、当審査会事務局職員を して確認させたところ、諮問庁は、不開示とした関連事件はい ずれも本件事件の原告が関与したものであり、当該事件の名称 等を調べることによって、原告である特定の個人を容易に識別 することができるためである旨補足して説明する。

これを検討するに、当該部分を公にすると、本件事件の原告を特定、推測する手掛かりとなり、その結果、訴訟関係者等一定の範囲の者に、本件事件の原告に関する情報が知られることとなるおそれがあることから、特定の個人の権利利益を害するおそれがないとは認められないので、部分開示をすることはできない。

- (ウ)以上によれば、掲記部分は、法5条1号に該当し、同条2号イについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。
- (2) 別表1の番号2に掲げる不開示部分のうち、上記(1) で検討した部分を除く部分(訴訟代理人弁護士の印影等、原告法人名及び住所その他来歴、法人の名称並びに関連団体の名称)について
 - ア 訴訟代理人弁護士の印影等
 - (ア) 標記の不開示部分は、本件対象文書のうち、①訴状、証拠説明書、 準備書面等に押なつされた本件事件の原告訴訟代理人の弁護士の印 影及び②訴状に記載された原告訴訟代理人の事務所のファクシミリ 番号であると認められる。
 - (イ) 原告訴訟代理人の弁護士の印影(①の関係)

標記の不開示部分は、各書面等が、原告訴訟代理人弁護士の真意に基づいて作成された真正な文書であることを示す機能を有しており、これを公にすると、偽造等によって当該弁護士の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって, 当該部分は, 法5条2号イに該当し, 不開示とした

ことは妥当である。

(ウ) 原告訴訟代理人の事務所のファクシミリ番号(②の関係)

標記部分を不開示とした理由について、当審査会事務局職員をして確認させたところ、諮問庁は、弁護士事務所のファクシミリ番号については、日本弁護士連合会が運用する弁護士情報検索システム(以下「日弁連検索システム」という。)及び弁護士自身のウェブサイト(弁護士が所属する事務所のウェブサイトを含む。)のいずれにも掲載されていない情報である場合、これを公にすると、業務に支障が生じるなど当該弁護士の正当な権利・利益を害するおそれがある旨補足して説明する。

当審査会事務局職員をして日弁連検索システムを確認させたところ、標記の不開示部分に係るファクシミリ番号が掲載されている事実が認められた。

そうすると、当該部分は、これを公にしても当該弁護士の権利、 競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められ ないから、法5条2号イに該当せず、開示すべきである(別表3の 番号2に掲げる部分)。

イ 原告法人名及び住所その他来歴

標記の不開示部分は、本件事件の原告である複数の団体の名称及び 住所のほか、当該団体の沿革等に係る記載部分であると認められると ころ、本件対象文書全体が本件事件に関する情報であることから、こ れを公にすると、当該団体が本件事件に関係することが明らかになる と認められ、社会的イメージの低下を招き、利害関係者との間で信用 を失うおそれがあるなど、当該団体の権利、競争上の地位その他正当 な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法5条2号イに該当し、不開示としたことは妥当である。

ウ 関連団体の名称

- (ア)標記に該当する部分及び当該部分を不開示とした理由について, 当審査会事務局職員をして確認させたところ,諮問庁は,おおむね 以下のとおり補足して説明する。
 - a 標記に該当する不開示部分は、原告団体と同種の組織である7 団体(以下「本件関連団体」という。)の名称が記載された部分である。
 - b 当該部分を開示することにより、原告である団体を識別することができ、その結果、当該団体が本件事件の原告であることに加えて、当該団体の構成員等が刑事訴追を受けている事実等が判明し、ひいては、当該団体の権利、競争上の地位その他正当な利益

を害するおそれがある。

- c また、本件対象文書には、本件関連団体と本件事件の原告である個人又は団体との関係が記載されている部分があるところ、本件関連団体の名称を開示することにより、当該団体も本件対象文書に記載されている刑事訴追案件に関与していたかのような印象を与え得ることに加え、本件事件が社会的耳目を集める事案であることを踏まえると、種々の憶測や風評を招き得る結果、当該団体の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。
- (イ) 当審査会において、本件対象文書を見分したところ、本件対象文書のうち、訴状、意見陳述書等に記載された本件関連団体の名称が不開示とされているものと認められる。
- (ウ) これを検討するに、上記 (ア) の諮問庁の説明は、これを否定することまではできず、標記の不開示部分は、公にすることにより、本件関連団体の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものと認められる。

したがって、当該部分は、法5条2号イに該当し、同条1号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

エ 法人の名称

- (ア)標記に該当する部分及び当該部分を不開示とした理由について, 当審査会事務局職員をして確認させたところ,諮問庁は,標記に該 当する不開示部分は,原告である団体及び本件関連団体以外の法人 の名称が記載された部分であり,上記ウ(ア) cと同様の理由によ り,不開示にした旨説明する。
- (イ) 当審査会において、本件対象文書を見分したところ、本件対象文書のうち、訴状、証拠説明書、準備書面等に記載された、原告である団体及び本件関連団体以外の複数の法人の名称が、不開示とされているものと認められる。
- (ウ) これを検討するに、上記(ア)の諮問庁の説明は、これを否定することまではできない。

そうすると、上記ウ(ウ)と同様の理由により、当該部分は、法 5条2号イに該当し、不開示としたことは妥当である。

- (3) 別表1の番号3に掲げる不開示部分(検察官及び警察官の氏名)について
 - ア 標記の不開示部分は、本件事件及び各原告が関わった刑事事件等を 担当した検察官及び警察官複数名の氏名であると認められる。
 - イ 当該部分を不開示とした理由について,諮問庁は,上記第3の3の とおり説明し,当審査会事務局職員をして確認させたところ,おおむ ね以下のとおり補足して説明する。

特定の事件を担当した検察官及び警察官の氏名を明らかにすることは、当該事件の処理等に不満を持つ者などから、担当した検察官等に対し、直接又は電話等により不当な干渉がなされるなどして、同検察官等が行う他の事件の捜査や公判活動に支障を及ぼすおそれがあるとともに、特定事件について、どのような体制で捜査・公判に対応しているかが明らかとなり、今後の同種事例の捜査・公判体制が推測されることとなりかねない。

ウ これを検討するに、特定の刑事事件を担当する検察官等が特定されると、当該事件の関係者等から、様々な働き掛けや妨害行為を行うことが可能となるため、当該部分は、公にすることにより、捜査、公訴の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報であると認められる。

したがって、当該部分は、法5条4号に該当し、不開示としたことは妥当である。

- (4) 別表1の番号4に掲げる不開示部分(行政機関の電話番号及びファクシミリ番号)について
 - ア 標記の不開示部分は,答弁書に記載された特定法務局訟務部の電話 番号(3回線)及びファクシミリ番号であると認められる。
 - イ 当該部分を不開示とした理由について、諮問庁は、上記第3の3の とおり説明し、当審査会事務局職員をして確認させたところ、当該部 分はいずれも公開されていない情報であり、これを公にすることによ り、いたずらや偽計に使用されることになり、国の機関が必要とする 際の緊急の連絡や外部との連絡に支障を来すおそれがある旨補足して 説明する。
 - ウ これを検討するに、上記諮問庁の説明に不自然、不合理な点はなく、 当該部分は、国の機関が行う事務に関する情報であって、公にするこ とにより、国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもので あると認められる。

したがって、当該部分は、法 5 条 6 号柱書きに該当し、不開示としたことは妥当である。

3 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条1号、2号イ、4号及び6号柱書きに該当するとして不開示とした決定については、別表3に掲げる部分を除く部分は、同条1号、2号イ、4号及び6号柱書きに該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であるが、別表3に掲げる部分は、同条1号及び2号イのいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。

(第1部会)

委員 合田悦三,委員 木村琢麿,委員 中村真由美

別紙

1 本件請求文書

令和3年11月17日付け行政文書開示請求書(同月19日受領。受付第606号)別紙記載の国を当事者とする国家賠償請求事件(上級審を含む。)に関する,(1)国が裁判所から受領した文書すべて,(2)国が裁判所に提出した文書すべて,(3)国が当該訴訟の原告から受領した文書すべて,(5)国が当該訴訟の相被告から受領した文書すべて,(5)国が当該訴訟の相被告から受領した文書すべて,(6)国が当該訴訟の相被告に渡した文書すべてに該当する文書(ただし,令和4年1月14日付け法務省訟民第27号行政文書開示決定通知書の記1に記載の行政文書を除く。)

2 本件対象文書

- 文書1 訴状(2020年3月17日付け)
- 文書2 証拠説明書(甲B1)(令和2年3月17日付け)
- 文書3 証拠説明書(甲D1~7)(令和2年3月17日付け)
- 文書4 訴状訂正申立書(2020年5月25日付け)
- 文書5 証拠説明書(甲A1~9)(令和2年5月25日付け)
- 文書6 証拠説明書(甲C1~101)(令和2年5月25日付け)
- 文書7 証拠説明書(甲E1~13) (2020年5月25日付け)
- 文書8 移送申立に対する意見書(2020年8月18日付け)
- 文書9 意見陳述(2020年8月21日付け)
- 文書10 意見陳述(2020年8月21日付け)
- 文書11 国家賠償請求訴訟を提訴したことについての意見陳述書(202 0年8月21日付け)
- 文書12 意見陳述書(2020年8月21日付け)
- 文書13 意見陳述(2020年8月21日付け)
- 文書14 意見陳述(2020年8月21日付け)
- 文書15 原告第1準備書面(2021年5月19日付け)
- 文書16 原告第2準備書面(2021年5月19日付け)
- 文書17 証拠説明書(甲A10~16)(令和3年5月26日付け)
- 文書18 原告第3準備書面(2021年7月29日付け)
- 文書19 原告第4準備書面(2021年10月8日付け)
- 文書20 原告第5準備書面(修正版)(2021年10月14日付け)
- 文書21 証拠説明書(甲A18) (2021年10月14日付け)
- 文書22 証拠説明書(甲B2)(令和3年10月14日付け)
- 文書23 証拠説明書(甲C102~119)(令和3年10月14日付

け)

- 文書24 証拠説明書(甲E1~18) (2021年10月14日付け)
- 文書25 証拠説明書(甲E19,20)(2021年10月15日付け)
- 文書26 答弁書(令和2年8月21日付け)
- 文書27 準備書面(1)(令和2年10月21日付け)
- 文書28 期日請書(令和3年4月30日付け)
- 文書29 期日請書(令和3年6月30日付け)
- 文書30 準備書面(2)(令和3年10月8日付け)
- 文書31 証拠説明書(1)(令和3年10月8日付け)
- 文書32 移送申立書(令和2年7月27日付け)等
- 文書33 答弁書(令和2年8月18日付け)
- 文書34 移送申立意見書(令和2年8月20日付け)
- 文書35 答弁書の訂正申立書(令和2年8月20日付け)
- 文書36 第1準備書面(令和2年10月20日付け)
- 文書37 証拠説明書(令和2年10月20日付け)
- 文書38 第2準備書面(令和3年7月16日付け)
- 文書39 証拠説明書(令和3年7月16日付け)
- 文書40 移送の申立(令和2年7月30日付け)
- 文書41 答弁書(令和2年8月17日付け)
- 文書42 答弁書の訂正申立書(令和2年8月18日付け)
- 文書43 第1準備書面(令和3(2021)年7月16日付け)
- 文書44 証拠説明書(令和3(2021)年7月16日付け)
- 文書45 訴訟移送の申立(令和2年7月31日付け)
- 文書46 答弁書(令和2年8月18日付け)
- 文書47 訴訟移送の申立理由の追加等(令和2年8月20日付け)
- 文書48 第1準備書面(令和2年11月10日付け)
- 文書49 第2準備書面(令和3年7月16日付け)
- 文書50 移送申立に対する却下決定謄本

別表1 不開示部分及び理由

番	不開示部分	理由	根拠条文
号			(法5条)
1	個人の氏名,住所,訴	当該部分は、個人に関する情報	1号
	訟物の価額, 貼用印紙	であって、特定の個人を識別す	
	額、個人に対する捜査	ることができるもの(他の情報	
	情報, 関連事件の名称	と照合することにより特定の個	
	及びそれを識別する集	人を識別することができるもの	
	会の名称,事件番号並	を含む。) 又は特定の個人を識	
	びに関連団体の名称	別することはできないが、公に	
		することにより、なお個人の権	
		利利益を害するおそれがあるた	
		め、法5条1号本文に該当し、	
		同号ただし書イないしハのいず	
		れかに該当する事情も認められ	
		ない。	
2	訴訟代理人弁護士の印	当該部分は、法人その他の団体	2 号イ
	影等,原告法人名及び	に関する情報又は事業を営む個	
	住所その他来歴、訴訟	人の当該事業に関する情報であ	
	物の価額, 貼用印紙	って、公にすることにより当該	
	額, 関連事件の名称及	法人等又は当該事業を営む個人	
	びそれを識別する集会	の権利,競争上の地位その他正	
	の名称,事件番号,法	当な利益を害するおそれがある	
	人の名称並びに関連団	ものであるため。	
	体の名称		
3	検察官及び警察官の氏	当該部分は,公にされることに	4号
	名	よって,不当な要求や攻撃等が	
		されるおそれが高まり, ひいて	
		は公共の安全と秩序の維持に支	
		障を及ぼすおそれがある情報で	
		あるため。	
4	行政機関の電話番号及	当該部分は,国の機関が行う事	6 号柱書き
	びファクシミリ番号	務に関する情報であって,公に	
		することにより、国の事務の適	
		正な遂行に支障を及ぼすおそれ	
		があるものであるため。	

別表 2

文書名	不開示部分
(別紙の2記載の	
文書番号)	
5	表「甲A号証番号」2の「証拠の標目」欄における
	記載部分
	表「甲A号証番号」6,同7及び同8の「証拠の標
	目」欄における記載部分の左から1文字目ないし8
	文字目及び16文字目ないし23文字目
	表「甲A号証番号」6の「作成者」欄2行目及び3
	行目における記載部分
1 5	14頁上から8行目の左から29文字目ないし34
	文字目及び9行目の左から1文字目ないし5文字
	目、16頁上から28行目の左から10文字目ない
	し20文字目
1 7	表「甲A号証番号」10の「証拠の標目」欄におけ
	る記載部分
	表「甲A号証番号」11の「証拠の標目」欄におけ
	る記載部分の左から1文字目ないし29文字目及び
	37文字目

別表3 開示すべき部分

番号	文書名	開示すべき部分
	(別紙の2記載の文書番号)	
1	2	1行目(右上の押印を除外して数
	3	える。)の不開示部分
	2 2	1 行目の不開示部分
2	1	2頁8行目の不開示部分